

第1回川島町子ども・子育て会議

# 第2期川島町子ども・子育て支援事業 計画について



川島町子育て支援課  
令和元年6月18日

# 議題 (1)

子ども・子育て会議について

# 川島町子ども・子育て会議条例

平成25年10月1日条例第33号

## (設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、川島町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

## (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務(同項第4号に掲げる事務にあっては、法律又は他の条例に基づき町が設置する他の審議会等において調査審議する事務を除く。)を処理するものとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ町長又は教育委員会に建議することができる。

## (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

## (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 公募による町民
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

# 川島町子ども・子育て会議条例

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 子ども・子育て会議の事務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

# 子ども・子育て会議とは

## 子ども・子育て支援法(抜粋)

### 第77条

市町村は、条例に定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

### 【内容】

市町村長は、設置者の申請により教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならない。

# 子ども・子育て会議とは

## 子ども・子育て支援法(抜粋)

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

### 【内容】

市町村長は、事業者の申請により地域型保育事業所(事業所内保育、小規模保育等)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会を設置している場合には、その意見を聴かななければならない。

三 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

### 【内容】

市町村長は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ第77条第1項の審議会を設置している場合には、その意見を聴かななければならない。

# 子ども・子育て会議とは

## 子ども・子育て支援法(抜粋)

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(第4項及び第5項省略)

## 議題(2)

# 第2期川島町子ども・子育て支援 事業計画策定について

# 第2期川島町子ども・子育て支援事業 計画について

## \* 策定の背景

川島町の子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と関係業務の円滑な実施に関するものであり、平成27年度から令和元年度までを計画期間としている現計画の期間が終了となることから、これまでの実績を分析しながら、第2期計画(令和2年度～令和6年度)を策定する。

# 第2期川島町子ども・子育て支援事業 計画について

## \* 策定の目的

これまで以上に安心して子どもを生き育てられる環境を整備  
していくためには



- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 地域における子育て支援の充実
- 保育の量的拡大・確保、教育、保育の質的改善



# 第2期川島町子ども・子育て支援事業 計画について

幼児期の学校教育や保育、子育て支援などに関するニーズを把握し適切なサービスの確保を行うことを目的



第2期川島町子ども・子育て支援事業計画策定

# 第2期川島町子ども・子育て支援事業 計画について

## ○計画の位置づけ

第5次川島町総合振興計画



連携

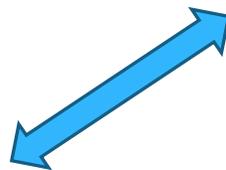
第2期川島町子ども・子育て支援事業計  
画(R2年度～R6年度)



整合

〈関連する計画〉

□川島町地域福祉計画  
・地域福祉活動計画



連携

○国の基本指針  
○埼玉県子ども・子育て  
応援行動計画

# 第2期川島町子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール (案)

川島町子ども子育て工程表 (案)

更新：2019年6月

	2019									2020		
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	
<b>アンケート調査</b>												
調査票・封筒の作成												
印刷・封入・封緘												
アンケート調査実施期間												
入力												
集計・分析・報告書の作成												
<b>事業量の見込み算出等</b>												
量の見込みの算出												
<b>計画書の作成</b>												
骨子案の作成												
素案の作成												
パブリックコメント用計画案の作成												
計画最終案の作成												
<b>成果品</b>												
計画書表紙案の作成												
計画書印刷原稿の作成												
概要版案の作成												
印刷・製本												
電子データの整備												
<b>会議運営支援</b>												
川島町子ども・子育て会議 (5回)		①			②	③		④			⑤	
パブリックコメント								回答				
打合せ	随時											

# 議題(3)

第2期川島町子ども・子育て支援  
事業計画策定に係るアンケート  
調査の実施について

# アンケート調査の概要について

## \* 調査の目的

子ども・子育て支援事業計画の策定に必要なデータの把握及び住民の教育・保育等に関する利用意向等のニーズ状況の把握を行う。

## ● 調査対象者

川島町内に居住する0歳から小学5年生までのお子さんを持つ保護者

- 就学前児童用調査票(0～5歳)
- 就学児童用調査票(小学1～5年生)

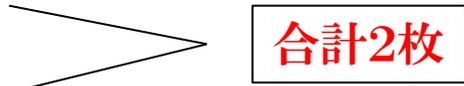
# アンケート調査の概要について

## ○調査票について

- ・調査票については、就学前児童用、就学児童用の2種類を作成
- ・世帯に該当児童が複数いる場合は、「就学前」と「就学」で調査票が複数枚配布しないようにする。

(例)

☆就学前児童が2人、就学児童が2人の4人兄弟姉妹の場合

- ・就学前児童用調査票 1枚配布
  - ・就学児童用調査票 1枚配布
- 
- 合計2枚

## ○調査票の配布方法

町内に通園、通学している、保育園児、幼稚園児、小学生は、園・学校を通じて配布する。それ以外は郵送により配布する。

# アンケート調査の概要について

## ○調査票の回収方法

町内に通園、通学している、保育園児、幼稚園児、小学生は、園・学校を通じて回収する。それ以外は、返信用封筒を同封し郵送により回収する。

## ○調査内容

無記名によるアンケート式

## ○調査項目

別紙、調査項目一覧参照

## ○調査期間

- ・発送 令和元年7月上旬
- ・調査票締切 発送から約2週間



# アンケート調査の概要について

## ○調査項目(カテゴリーについて)

### 【就学前児童】

- ①属性
- ②子育て環境
- ③保護者の就労状況
- ④教育・保育事業の利用状況
- ⑤地域子育て支援事業の利用状況
- ⑥土曜・休日利用希望
- ⑦病児・病後児の利用希望
- ⑧一時預かりの利用希望
- ⑨小学校就学後の放課後の過ごし方
- ⑩職場の両立支援制度
- ⑪子育て支援サービスの認知度
- ⑫子育て全般
- ⑬かわみんハウスについて

### 【就学児童】

- ①属性
- ②子育て環境
- ③家事・育児の満足度
- ④地域医療
- ⑤地域社会への参加度
- ⑥保護者の就労状況
- ⑦放課後児童クラブの利用状況
- ⑧病児・病後児の利用希望
- ⑨一時預かりの利用希望
- ⑩宿泊を伴う一時預かりの利用希望
- ⑪ベビーシッターの利用希望
- ⑫ファミリーサポートの利用希望
- ⑬子育て支援サービスの認知度
- ⑭子育て全般
- ⑮かわみんハウスについて

# アンケート調査の概要について

## ○前回アンケート調査の結果(平成25年度)

(回収率は総配付数に対する割合)

種別	対象施設	配布数	回収数	回収率
就学前児童	さくら保育園	75件	27件	9.1%
	けやき保育園	74件	18件	
	川島幼稚園	65件	13件	
	郵送	419件	242件	38.2%
	計	633件	300件	47.4%

# アンケート調査の概要について

○前回アンケート調査の結果(平成25年度)

(回収率は総配付数に対する割合)

種別	対象施設	配付数	回収数	回収率
就学後児童	中山小学校	154件	28件	17%
	伊草小学校	156件	24件	
	三保谷小学校	34件	7件	
	出丸小学校	29件	4件	
	八ツ保小学校	37件	10件	
	小見野小学校	39件	3件	
	郵送	4件	171件	37.8%
	計	452件	248件	54.9%

	配付数	回収数	回収率
合計	1,085件	548件	50.5%

**お疲れ様でした。**





☆子育て支援課 E-mail

**kosodate@town.kawajima.  
saitama.jp**